

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和4年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R4.10.1	育児参加休暇の対象拡大に係る人事院規則の改正に準じて、所要の改正を行った。
	R5.4.1	定年引上げ及び夏季休暇の取得可能期間の見直しに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R4.10.1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
	R5.4.1	定年引上げに伴う職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-12 (職員の自己啓発等休業)	R5.4.1	退職手当の在職期間の運用の見直しに伴い、所要の改正を行った。